

行政法 05 次は、管轄区域外で行った警察官による現行犯人に関する職権行使を列挙したものであるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 休暇中に隣接県へ旅行中、住居侵入を実行中の犯人を現認したため、その犯人を現行犯逮捕し、自身が所属する警察署の司法警察員に引致した。
- (2) 電車内において、偶然発見した不同意わいせつの犯人を警察手帳を示して現行犯逮捕しようとしたが、当該犯人が殴り掛かってきたため、不同意わいせつ罪及び公務執行妨害罪で現行犯逮捕した。
- (3) 非番日に、商店街において、すりの犯人を現行犯逮捕したため、その場で令状なく捜索・差押えを行った。
- (4) 傷害罪を犯した犯人を現行犯逮捕したため、警職法に基づき犯人の身体について凶器の捜検を行った。
- (5) 勤務を終えて帰宅途中、犯人として追呼されている者を見つけたため、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる準現行犯人として、現行犯逮捕した。

行政法 06 次は、警察許可に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「警察許可」とは、警察上の目的のため一般に禁止されている行為について、特定の場合にその禁止を解除し、適法に行わせる処分をいう。
- (2) 行政手続法は、行政における処分等に関する手続について定めているが、警察許可は、行政手続法にいう「申請に対する処分」には当たらない。
- (3) 警察許可においては、一定の要件を具備した者の出願があれば、原則として許可を与えなければならない。
- (4) 運転免許のように、警察許可が申請者自身の人的条件に着目して与えられる、いわゆる「対人許可」の場合、許可を受けた者に限りその効果が生じる。
- (5) 警察許可に期限や条件等の附款を付すことができるのは、法規上その根拠を定めたものがある場合、又は附款を付すことが警察の裁量に属する場合に限られる。

行政法 07 次は、武器の使用に関する記述であるが、誤りはどれか。



- (1) 警職法7条にいう「武器」とは、人の殺傷の用に供する目的で作られた器具であり、現実には人を殺傷する能力を有するものを意味する。
- (2) 警職法7条の武器の使用にいう「使用」とは、警察官の職務執行に際し、殺傷能力のある武器を本来の用法に従って用いることを意味する。
- (3) 警職法7条各号で要求されている「他に手段がない」という補充性は、拳銃を使用した場合については、「拳銃を相手に構えるとき」と「上空に威嚇射撃をするとき」にも要求される。
- (4) 警察官が、警職法7条の要件に従い、必要な限度内で武器を使用した場合には、その結果について、刑事・民事のほか、行政上の責任を問われない。
- (5) 警職法7条1号にいう「兇悪な罪」には、殺人、強盗、放火等のほか、人の生命、身体に危害を与える可能性のある持凶器強盗や夜間の忍び込みも含まれる。

行政法 08 次は、警職法7条に規定されている「人に危害を与えない武器の使用」に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」のために必要な場合は武器の使用ができるが、「逃走の防止」とは、逮捕すべき被疑者の逃走を防止することをいう。
- (2) 「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」のために必要な場合は武器の使用ができるが、犯人が犯した犯罪の罪種等についての制限はない。
- (3) 「自己若しくは他人に対する防護」のために必要な場合は武器の使用ができるが、これは職務執行中の警察官本人や他の者の安全を確保するために行うものである。
- (4) 「公務執行に対する抵抗の抑止」のために必要がある場合は武器の使用ができるが、この抵抗には、警察官に対する積極的な攻撃を行うことだけでなく、一定の場所から動かないなどの抵抗も含まれると解される。
- (5) 拳銃の使用でいえば、拳銃を取り出すこと、人に向けて構えて威嚇すること、威嚇射撃を行うこと、物に向けて発射することが武器の使用に当たる。



- (2) 正しい。 行政機関による裁判官懲戒の禁止(憲法78条後段)は、司法権の独立を担保する趣旨であるため、行政機関のみならず、立法機関による懲戒も許されない。
- (3) 誤り。 裁判官が罷免されるのは、公の弾劾による場合(憲法64条)のほか、裁判により職務執行不能と決定された場合(憲法78条)があり、さらに、最高裁判所裁判官にあっては、国民審査による場合がある(憲法79条3項)。
- (4) 正しい。 検察官は、最高裁判所が定めた規則に従わなければならない(憲法77条2項)。最高裁判所規則には、刑訴規則、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則等がある。
- (5) 正しい。 憲法76条3項にいう「法律」には、国会が制定する狭義の法律に限らず、命令、規則、条例等も含まれる。

## 行政法 05 現行犯人に関する職権行使

- (1) 妥当でない。 警察法65条は、現行犯人の逮捕に関しては、管轄区域外であっても警察官としての権限を行使できることを定めた規定であり、その後の捜査を継続することまで認めたものではない。逮捕した被疑者については、逮捕地を管轄する警察に引き渡すのが原則である(犯捜規270条)。
- (2) 妥当。 警察官は、いかなる地域においても、適法な職権行使として現行犯逮捕を行うことができる(警察法65条)。枝文の場合、警察手帳を提示しており、犯人は逮捕者が警察官であると認識できたはずであるから、当該逮捕行為に対して暴行等を用いて反抗した行為について公務執行妨害罪(刑法95条1項)が成立する。
- (3) 妥当。 警察法65条に基づく現行犯逮捕を行った場合、私人による現行犯逮捕と異なり、警察官として逮捕の現場における令状によらない捜索・差押え等を行うことができる(刑訴法220条1項)。
- (4) 妥当。 警察法65条に基づく現行犯逮捕をした犯人に対し、警職法2条4項による凶器の捜検を行うことができる。
- (5) 妥当。 準現行犯人は現行犯人とみなされるため、警察法65条に基づく逮捕は可能である。罪を行い終わってから間がないと明らかに認められ、犯人として追呼されている者については勤務時間外であっても準現行犯人として現行犯逮捕することができる(刑訴法212条2項1号)。

## 【私人としての現行犯逮捕との違い】

	警察法65条に基づく現行犯逮捕	私人としての現行犯逮捕
公務性	暴行・脅迫をもって妨害された場合、公務執行妨害罪(刑法95条1項)が成立。	公務の執行を妨害する罪の適用はなし。暴行罪(刑法208条)ないし脅迫罪(刑法222条)が成立。
捜索・差押え等	逮捕の現場で差押え、捜索又は検証ができる(刑訴法220条1項)。	捜索・差押え等を行う権限は認められていない。
引渡しと引致	現行犯人は司法警察員に引致する(刑訴法216条、202条)。	現行犯人は司法警察職員に引き渡す(刑訴法214条)。

## 行政法 06 警察許可

- (1) 正しい。「許可」とは、公共の利益等から一般的に禁止して国民に課した不作為義務を、特定の場合に解除して適法に行い得るようにする行為をいう。警察目的(公共の秩序の維持、危険・危害の防止等)からの許可を「警察許可」という。
- (2) 誤り。 警察許可は、行政手続法5条以下に定められている「申請に対する処分」に当たる。なお、許可を受けた者に対し、その取消し等の不利益処分をするには、原則として、聴聞や弁明の機会を付与するなど、意見陳述を聴く手続をとる必要がある(行政手続法13条)。
- (3) 正しい。 法律で定めた欠格事由に該当しないなど一定の要件を満たす限り、出願があれば許可しなければならない。
- (4) 正しい。 許可には、「対人許可」のほか、施設の構造等に着目して与えられる「対物許可」等がある。運転免許等のような「対人許可」であれば、許可を受けた者に限りその効果が生じる。
- (5) 正しい。 警察許可に期限、条件等の附款を付すことは、許可に制限を加えることになるため、法令に根拠がある場合、又は附款を付すことが警察の裁量に属する場合に限って認められると解されている。

## 行政法 07 武器の使用



- (1) 正しい。 警職法7条にいう「武器」とは、警察法に基づき、警察官が所持することを認められた「小型武器」をいい、具体的には、拳銃やライフル銃等を指す(警



## トピックス 逮捕③



## 5

A社の警備員Xは、深夜に同社敷地内を巡回中、A社に隣接するB宅の窓を破って同家に侵入しようとする甲男を目撃したことから、その場で「泥棒」と叫ぶと、甲男はすぐさま逃走した。Xが直ちに甲男の追跡を開始すると、その追跡状況を途上で現認した私人Yが、追跡を継続して甲男を取り押さえた。

この場合における逮捕行為の適否について述べなさい。

## 私人による現行犯逮捕(事例)

- 答案構成
- 1 結論
  - 2 準現行犯逮捕の意義及び要件
  - 3 私人による現行犯逮捕
  - 4 事例の検討

## 答案例

## 1 結論

甲男に対する逮捕行為は、私人による現行犯逮捕として適法である。

## 2 準現行犯逮捕の意義及び要件

- (1) 現行犯逮捕は、令状主義の例外とされているが(憲法33条<sup>1)</sup>、刑訴法は、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められ、かつ、「犯人として追呼されている」等の個別的要件のいずれかに当たる場合も現行犯逮捕することを認めている(刑訴法212条<sup>2</sup>、213条<sup>3</sup>)。
- (2) 準現行犯逮捕が適法となるためには、「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められる」場合でなければならない(一般的要件)ほか、① 犯人として追呼されているとき、② 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき、③ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき、④ 誰何されて逃走しようとするとき、のいずれかの要件(個別的要件)を満たしている必要がある。

なお、「犯人として追呼されている」における追呼者は、被害者のほか、第三者(目撃者等)でもよい。また、複数人によるリレー式(交代)でもよい<sup>4</sup>。

## 3 私人による現行犯逮捕

- (1) 現行犯人の逮捕は、何人にも認められており(刑訴法213条)、逮捕者の身分、犯人の挙動その他具体的状況に応じ、社会通念に照らして相当と認められる程度の実力を行使することが許されている<sup>5</sup>。また、犯人が所持している凶器や盗

品を取り上げるなども認められている。なお、私人による逮捕は義務付けられたものではない。また、私利私欲等の不法な目的により逮捕した場合は、正当行為(刑法35条<sup>6</sup>)にはならず<sup>7</sup>、逮捕罪(刑法220条<sup>8</sup>)が適用される場合がある。

- (2) 現行犯逮捕した場合には、直ちに、捜査機関に引き渡さなければならない(刑訴法214条<sup>9</sup>)。ここにいう「直ちに」は、刑訴法210条にいう「直ちに」より時間的許容範囲が狭く、即刻に近い意味とされている。したがって、この引渡しに相当な時間を要した場合、逮捕者である私人が逮捕・監禁罪に問われる可能性がある。

## 4 事例の検討

警備員Xは、B宅に侵入している甲男を現認しているので、この時点では甲男は現行犯人と認められる。Xは、甲男の追跡を継続していないが、甲男に対して「泥棒」と呼号している状況を現認した私人Yが追跡に参加しているため、上記2(2)の理由から、準現行犯人の状態は継続しているといえる。その結果、追跡を継続して犯人甲を私人Yが取り押さえたのであるから、適法な準現行犯人の逮捕といえることができる。以上により、事例における甲男に対する逮捕行為は、私人による現行犯逮捕として適法である。